

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 請願の審査

(1) 請願第30号 難聴対策の充実に係る請願

資料1 難聴と補聴器等について

令和7年10月7日

健康福祉局

1 難聴と補聴器等

○難聴について

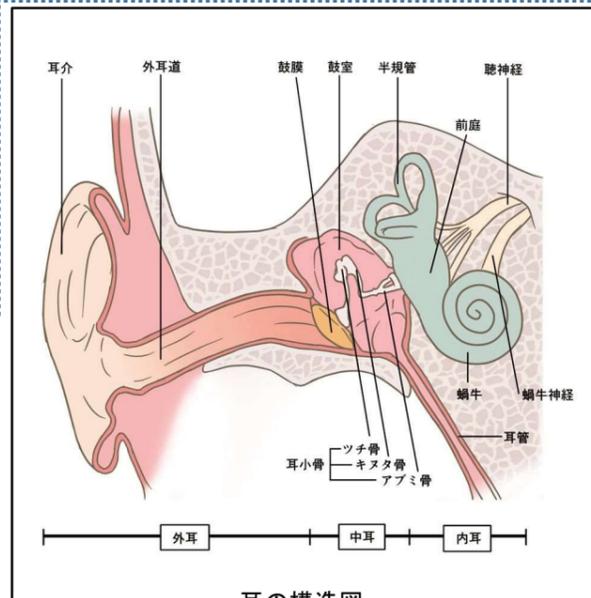
(厚生労働省ホームページから抜粋)

音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障害が起こり、音が聞こえにくい、言葉が聞き取りにくい、あるいはまったく聞こえないといった症状のことをいいます。

耳の構造は、「外耳」(入口から鼓膜までの部分)、「中耳」(鼓膜、耳小骨、鼓室と乳突蜂巣)、「内耳」(さらに奥の蝸牛と三半規管などがある部分)の3つに大きくわかれています。

外耳と中耳は音を伝える役割をしており、内耳は音を感じて脳に伝える役割をしています。これらのどこか、あるいは脳の聴覚中枢に障害が起こると、難聴を発症します。

難聴は、外耳と中耳の障害によって音がうまく伝わらない「伝音難聴」と、内耳や脳に問題があり、音をうまく感じ取れない「感音難聴」の2種類に分けられます。



○聴力の定義について

我が国においては、身体障害者福祉法に基づく身体障害者認定基準により、聴力レベルに応じた身体障害者手帳が交付されます(表1)。また日本聴覚医学会では、聴力レベルに応じて、4段階の定義がされています(表2)。

表1 身体障害者福祉法に基づく身体障害者障害程度等級表

1級	(なし)
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解しえないもの)
4級	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解しえないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
5級	(なし)
6級	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声されて会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

表2 日本聴覚医学会による定義

平均聴力レベル(デシベル)	分類
25以上~40未満	軽度難聴
40以上~70未満	中度難聴
70以上~90未満	高度難聴
90以上	重度難聴

○補聴器について

(日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページから抜粋)

補聴器は、普通の大きさの声で話される会話が聞き取りにくくなったときに、はっきりと聞くための管理医療機器(※)です。遠く離れた音や特別に小さな声を拡大して聞くものではありません。

補聴器は形の違いだけではなく、機能上もいろいろな種類があります。難聴の程度に応じて、少し聞き取りにくい軽い難聴からほとんど声が聞き取れない高度の難聴用まであります。また、主に使う場所が家庭の場合、騒音のある戸外の場合、パーティなど大勢の人の声がある場合などで必要な機能を備えた種類があります。価格には大きな開きがありますが、高ければ必ずしもよいというものではありません。正しく調整されているかどうか重要です。

※管理医療機器

薬事法により、補聴器も管理医療機器に分類が変更された。管理医療機器を販売する場合、営業所の管理者の届出が必要となる。管理医療機器は医療機器のリスク分類(副作用・機能障害を生じた場合の人の生命・健康に対するリスクの大きさ別に3つに分類)の中で、クラスⅡの「リスクが比較的低い」に分類されている。

○専門医の診断と個人ごとの細かい調整

(日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページから抜粋)

自分自身や家族の判断で、補聴器が必要か、効果があるかを正しく決めることはできません。聴覚検査の結果、日常の音の環境とそれぞれの人にとって重要な会話の関係から、総合的に判断することが必要です。聴力障害と補聴器の両方を熟知した補聴器相談医(※)の診察を受けてください。

聴力障害の状態には、小さい会話が聞こえない、会話を誤って聞く、音が不快に聞こえるなどの点で個人差があります。簡単な聴力検査だけではその人のことばの聞こえ方はわかりません。ことばがどのように聞き取れているかを調べることで、補聴器を使う場合にどこまで聞こえるか、どのような限界があるかを予測できます。

難聴疾患のために障害を受けた耳の残された聴覚を使って、ことばを聞き分ける能力を最大限に発揮させることが、補聴器を最も効果的に使用できる重要な要素ですから、補聴器相談医の診断に基づいて調整をしてもらうことが必要です。

※補聴器相談医

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定耳鼻咽喉科専門医の中で、同学会が作成した講習カリキュラムのすべてを履修し、認定された者。補聴器相談医制度は、難聴者がそのコミュニケーション障害に有効な補聴器を適正に選択して使用できるように対応することを目的としている。

○加齢性難聴の特徴と対処

(日本老年医学会雑誌51巻1号(2014:1)から抜粋)

老人性難聴の特徴は単に「音」に対する聴力が低下するだけではない。「言葉」に対する聴力が低下するのが大きな特徴である。感度の悪くなった蝸牛を通して音情報を中枢に送らなくてはならない。そのため、現在最も簡便な方法は補聴器を利用することであろう。

高齢者に補聴器を勧める場合は、以下の点をあらかじめ伝えて理解してもらうことが重要である。

- ① 現在の難聴は、補聴器によって音を大きくすれば完全に解決するわけではないこと。
- ② 少しずつ時間をかけて複数回の調節が必要であること。
- ③ 補聴器からの音に順応させるために自らが使いこなすための努力をしなくてはならないこと。

○集団補聴システムについて

(厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業 集団補聴システムの普及実態に関する調査研究報告書から抜粋)

難聴者は周囲の音環境や雑音によりことばの聞き取りが阻害されることがある。これを改善するために、話者につけたマイクロホン（あるいは音響機器）から補聴器や耳に直接的に音声を入力する機器の総称である。なお集団補聴システムには、ヒアリングループ式、デジタルワイヤレス式、赤外線式等の種類がある。

○ヒアリングループ（磁気ループ）について

(平成30年度全国厚生労働省関係部局長会議資料から抜粋)

劇場や講堂、体育館などの床や運動場にアンテナ線をあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備。周りの騒音、雑音に邪魔されず、目的の音・音声だけを正確に聞き取ることができる。

2 国の動向

- 令和6年12月に国が策定した「認知症施策推進基本計画」では、高齢者の介護予防や生活の質の維持、日常生活・社会生活の活発化のために重要な難聴の早期の気づきと対応の取組を促進するとされています。
- 平成30年度から2年間、国立長寿医療研究センターが「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」を実施しましたが、難聴と認知症の因果関係に関する研究は引き続き実施されており、まだ研究結果はでていません。

3 本市の状況

○補聴器の助成制度

聴覚障害による身体障害者手帳を交付されている方に対して、補装具として補聴器を支給しています。

- 身体障害者手帳を持っている18歳以上の方への支給件数：
331件（令和6年度） ← [令和3年度 343件]

○補聴器や聞こえに関する相談対応等

- 補聴器相談医：71人（令和6年8月）← [令和3年8月 60人]
（日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会HPより）
「高齢者福祉のしおり」や市ホームページで補聴器相談医への相談・受診を周知
- 総合リハビリテーション推進センター
 - ・ 補聴器交付判定（身体障害者手帳に該当する市民が対象）
 - ・ 補聴器や難聴に関する相談
 - ・ 補聴器修理・適合相談（補聴器を装着している市民が対象）
- 聴覚障害者情報文化センター

耳の聞こえに悩んでいる方や、聞こえないことによる生活の困りごと、補聴器購入に関する情報提供、聞こえに関してお悩みの方のどのような相談にも応じています。（身体障害者手帳をお持ちでない方の相談にも応じます。）

定期的に「補聴器とコミュニケーションの講座」を開催し、聞こえや補聴器に関する説明や相談にも応じています。

- 難聴者相談（ろうあ者・難聴者相談室）
市内5区役所で概ね週1回、難聴者相談員等が聴覚障害者等の家庭生活又は社会生活における各種相談に応じています。

○公共施設等へのヒアリングループ（磁気ループ）等設置状況（令和6年4月）

聴覚障害者情報文化センター、各身体障害者福祉会館のほか、等々力陸上競技場、富士通スタジアム川崎及びカルッツかわさき等、計25施設に設置しています。

（宮前市民館に新規設置）← [令和4年5月時点24施設]

このうち、聴覚障害者情報文化センター（中原区）、南・中・北身体障害者福祉会館（川崎区・中原区・高津区）の4施設において、計6台を、貸出用として配備しています。なお、令和6年度における貸出件数は、計12回でした。

○特定健診・後期高齢者健診について

特定健診は40歳以上の国民健康保険の被保険者を対象に糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施しています。また、後期高齢者健診は後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、疾病予防、重症化予防及び心身の機能の低下を防止することを目的として実施しています。なお、本市の特定健診の対象者は約15万人、後期高齢者健診の対象者は約17万人です。

4 国への要望について

○大都市民生主管局長会議「令和8年度社会福祉関係予算に関する提案」

21大都市高齢者福祉・高齢者医療主管課長会議「要望書」（令和7年度）

「国における研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、加齢性難聴者の補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度の創設を要望します。」

○政令指定都市国保・年金主管部課長会議「要望書」（令和7年度）

「特定健康診査はメタボリックシンドロームに着目した健診ではあるものの、受診者の半数以上を前期高齢者が占める状況にあることから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にあたり、フレイル予防を観点とした検査項目の追加や指導基準等についても検討していただきたい。」

5 本市の考え方

○補聴器購入者への補助制度について

補聴器は専門医の診断と個人ごとの細かい調整が求められる管理医療機器で、価格も数万円から数十万円に及びます。補助に際しては、科学的根拠に基づき効果的に実施することが必要ですが、現在、国による補聴器装用による認知機能低下の予防効果の検証は結果が示されていない状況であるため、引き続き、国に対して要望をするとともに、他自治体の動向を注視してまいります。

○特定健診・後期高齢者健診における「聴力検査」及び「聴覚に関する問診」の追加について

特定健診・後期高齢者健診は、厚生労働省が定める標準的な健診項目に基づいて実施しており、聴力検査や聴覚に関する問診は含まれておりません。また、主に内科で行うこれらの健診で聴力に関する検査や問診を行うことの妥当性や有効性について、国の研究でも示されていないことから、慎重な対応が必要と考えておりますので、引き続き、国や他自治体の動向を注視してまいります。しかしながら、加齢性難聴の早期発見の大切さを知っていただくことは重要と考えておりますので、様々な機会を通じた普及啓発に努めてまいります。

○聞こえの検査・相談ができる体制の整備について

検査につきましては、聴力障害と補聴器の両方を熟知した補聴器相談医が勤務する医療機関が各区にあることから、補聴器相談医への相談・受診について、引き続き周知を行ってまいります。

相談につきましては、総合リハビリテーション推進センター、聴覚障害者情報文化センターにおける身体障害者手帳をお持ちでない方も含めた補聴器や耳の聞こえに関する相談、及び市内 5 区役所での難聴者相談等を引き続き実施してまいります。

○ヒアリンググループ等の公共施設への設置及び貸出しについて

施設状況に合わせた設備が適切に設置されるよう、引き続き施設運営者に促してまいります。また、貸出用については、現在、川崎区、中原区、高津区に、計 6 台を配備しているところです。引き続き、ホームページで設備の設置及び貸出施設を周知してまいります。